

令和4年度 第1回 幸田町国民健康保険運営協議会 次第

期 間 令和4年8月5日（金）から
令和4年8月22日（月）

形 式 書面会議

1 報告事項

- (1) 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計決算について . . . P 4
・令和2年度の医療費（受診控え）と比較すると大幅な増額となった。
- (2) 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について . . . P 6
・課税限度額を国の基準に合わせるための引き上げ
- (3) 幸田町国民健康保険規則の一部改正について . . . P10
・傷病手当金の支給適用期間を3か月延長（令和4年9月30日まで）
- (4) 幸田町国民健康保険税条例施行規則の一部改正について . . . P12
・国民健康保険税に係る未就学児の均等割額軽減に伴う引用条項の整理及び様式の変更
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保者等に
係る国民健康保険税の減免取扱基準について . . . P26
・令和2年度及び令和3年度に実施した減免を引き続き実施するため、令和4年度版に改正したもの。
- (6) 令和4年度国民健康保険税の課税状況について . . . P33
- (7) 令和4年度保健事業実施計画について . . . P34
- (8) 令和3年度保健事業実績について . . . P40

幸田町国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期 令和3年5月15日～令和6年5月14日

◎;会長 ○;副会長

番号	区 分	氏 名	住 所	所 属 団 体 等
1	公益を代表する委員 ◎	山本 みゑ子	幸田町大字	民生委員児童委員協議会副会長
2		神尾 義貴	幸田町大字	社会福祉協議会会長
3		永井野 真由美	幸田町大字	保健推進員協議会会長
4	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	若山 英雄	岡崎市	岡崎市医師会
5		榊原 泰二	幸田町大字	岡崎歯科医師会
6		森 直之	幸田町大字	岡崎薬剤師会
7	被保険者を代表する委員	草次 加代子	幸田町大字	商工会女性部
8		近藤 正義	幸田町大字	令和2年度 坂崎区長
9		伊藤 秀雄	幸田町大字	平成31年度 里区長
10	被用者保険等保険者を代表する委員	田中 里志	名古屋市	愛知県被用者保険等保険者連絡協議会

○幸田町国民健康保険運営協議会規則

昭和43年9月13日

規則第11号

改正 昭和50年4月10日規則第5号

平成19年3月30日規則第40号

平成30年3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、幸田町国民健康保険条例（昭和34年幸田町条例第18号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 幸田町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項につき町長の諮問に応じて審議する。

(委員)

第3条 委員は、条例第2条各号の規定に基づき町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、条例第2条第3号に規定する委員のうちから全委員が選挙する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

(会議の通知)

第7条 会長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め委員及び町長に通知しなければならない。

(会議の成立)

第8条 協議会は、条例第2条第1号から第3号までに規定する委員の各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第9条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(採決)

第10条 議事の決定は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(会議録)

第11条 会長は、書記をして会議録を作成させ、必要な事項を記録しておかなければならない。

2 会議録には、会長及び委員1人が署名しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月10日規則第5号)

(施行期日)

この規則は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第40号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に幸田町国民健康保険運営協議会の委員である者の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成30年5月14日までとする。

令和3年度 国民健康保険

		歳 入				
科 目		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明	
保 險 税	一 般 分	医療現年分	451,369	463,919	△ 12,550	一般被保険者現年課税分 447,878 一般被保険者現年課税過年分 3,491
		医療滞納分	24,284	32,015	△ 7,731	
		後期高齢者現年分	194,748	200,911	△ 6,163	後期高齢者支援金分現年課税分 193,311 後期高齢者支援金分現年課税過年分 1,437
		後期高齢者滞納分	8,531	11,121	△ 2,590	
		介護現年分	54,937	56,388	△ 1,451	2号被保険者介護納付金賦課現年分 54,454 2号被保険者介護納付金賦課過年分 483
		介護滞納分	4,116	5,413	△ 1,297	
	退 職 分	医療現年分	0	0	0	退職被保険者現年課税分 0 退職被保険者現年課税過年分 0
		医療滞納分	239	376	△ 137	
		後期高齢者現年分	0	0	0	後期高齢者支援金分現年課税分 0 後期高齢者支援金分現年課税過年分 0
		後期高齢者滞納分	29	58	△ 29	
		介護現年分	0	0	0	2号被保険者介護納付金賦課現年分 0 2号被保険者介護納付金賦課過年分 0
		計	738,278	770,255	△ 31,977	
	国 庫 支 出 金	災害等臨時特例補助金	888	1,788	△ 900	
		社会保障・税番号制度システム 整備費補助金	0	6,701	△ 6,701	
		計	888	8,489	△ 7,601	
県 支 出 金	普通交付金	2,138,773	1,958,641	180,132		
	特別交付金(保険者努力支援)	12,947	11,617	1,330		
	特別交付金(特別調整交付金)	6,927	6,864	63		
	特別交付金(都道府県繰入金)	41,561	28,492	13,069		
	特別交付金(特定健診等負担金)	12,542	12,736	△ 194		
	計	2,212,750	2,018,350	194,400		
利子及び配当金(財産収入)		401	426	△ 25	財政調整基金利子	
繰 入 金	財政調整基金繰入金	17,500	6,000	11,500		
	保険基盤安定繰入金	115,161	112,567	2,594	保険料軽減分 69,704 保険者支援分 45,457	
	一般会計繰入金	145,032	144,981	51	事務費 14,778 出産育児一時金 4,536 財政安定化支援事業 11,231 その他 114,487	
	計	277,693	263,548	14,145		
繰越金		8,287	3,210	5,077	前年度繰越金	
諸収入		12,534	10,035	2,499	第三者行為による賠償金 1,470 不当利得返納金 963	
歳 入 合 計		3,250,831	3,074,313	176,518		

特別会計決算概要

(単位:千円)

		歳			出	
科 目		本年度	前年度	比較	説 明	
総務費		18,258	23,549	△ 5,291	一般管理費 15,621 賦課徴収費 2,135	連合会負担金 371 運営協議会費 131
保 険 給 付 費	一 般 被 保 険 者	療養給付費	1,883,250	1,727,900	155,350	支給件数 121,768件
		療養費	14,548	16,588	△ 2,040	支給件数 2,254件
		高額療養費	231,928	207,881	24,047	支給件数 4,205件
		移送費	0	0	0	
		小 計	2,129,726	1,952,369	177,357	
	退 職 被 保 険 者	療養給付費	5	5	0	過誤のみ
		療養費	0	0	0	
		高額療養費	0	0	0	
		移送費	0	0	0	
	小 計	5	5	0		
審査支払手数料	6,285	6,040	245	診療報酬明細書 6,236 出産育児一時金支払事務 3	第三者行為求償事務 46	
出産育児一時金	6,821	9,979	△ 3,158	420千円×16件	一部支給101千円×1件	
葬祭費	1,900	1,600	300	50千円×38件		
傷病手当金	97	0	97	2件		
計	2,144,834	1,969,993	174,841			
納 付 金	一般医療給付費分	657,413	676,442	△ 19,029		
	退職医療給付費分	541	560	△ 19		
	一般後期支援金分	244,858	233,446	11,412		
	退職後期支援金分	0	0	0		
	介護給付金分	83,136	74,826	8,310		
	計	985,948	985,274	674		
特定健康診査等	21,134	19,335	1,799			
保健事業費	4,619	4,107	512	医療費通知 1,382 特定健診受診率向上事業 1,511		
基金積立金	63,688	60,426	3,262	財政調整基金利子分 401 一般会計繰入分 60,000	前年度繰越金 3,287	
諸支出金	5,595	3,342	2,253	一般保険税還付金 2,572 一般還付加算金 22	保険給付費償還金 3,001	
予備費	0	0	0			
歳 出 合 計	3,244,076	3,066,026	183,341			

報告事項 2

幸田町国民健康保険税条例の一部改正のあらまし

1 改正の理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）の施行に伴い、必要があるため。

2 改正の概要

課税限度額の改正（第2条第2項及び第4項並びに第21条第1項）

区分	改正後	改正前	法定限度額
基礎課税額	65万円	63万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	20万円	19万円	20万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	17万円

3 施行期日

公布の日

幸田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幸田町国民健康保険税条例（昭和31年幸田町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幸田町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正後	改正前
第1条 略	第1条 略
(課税額)	(課税額)
第2条 略	第2条 略
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>63万円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>20万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>19万円</u> とする。
4 略	4 略
第3条—第20条 略	第3条—第20条 略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>20万円</u> を超える場合には、 <u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u>)の合算額とする。	第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>63万円</u> を超える場合には、 <u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>19万円</u> を超える場合には、 <u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u>)の合算額とする。
(1)―(3) 略	(1)―(3) 略
2 略	2 略
第21条の2以下 略	第21条の2以下 略
附 則	
(施行期日)	
1 この条例は、公布の日から施行する。 (適用区分)	

幸田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 この条例による改正後の幸田町国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	

報告事項 3

幸田町国民健康保険規則の一部を改正する規則

幸田町国民健康保険規則（昭和62年幸田町規則第8号）の一部を次のように改正する。
附則第2条第3項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幸田町国民健康保険規則の一部を改正する規則		新旧対照表
改正後		改正前
<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幸田町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年幸田町条例第15号)附則に規定する規則で定める日は、<u>令和4年9月30日</u>とする。</p> <p>様式第1号以下 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>		<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幸田町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年幸田町条例第15号)附則に規定する規則で定める日は、<u>令和4年6月30日</u>とする。</p> <p>様式第1号以下 略</p>

報告事項 4

幸田町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

幸田町国民健康保険税条例施行規則（昭和43年幸田町規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「様式第3号」を「様式第3号の2」に改める。

第5条第1項の表の4の項及び5の項中「第21条」を「第21条第1項」に改め、同表の6の項中「第21条に」を「第21条第1項に」に、「第21条第3号」を「第21条第1項第3号」に改め、同表の7の項、9の項及び10の項中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式第1号から様式第3号の2までの規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

幸田町 国民健康保険税 納税通知書

通知書番号	
被保険者証記号番号	

愛知県額田郡幸田町長

印

問合せ先
〒444-0192
愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
幸田町健康福祉部 保険医療課 国保年金グループ
電話 (0564) 62-1111 内線 141、142、143

国民健康保険税 課税明細書

医療保険		除分		後期高齢者支援分		介護保険		除分	
内	課税	金額	額(円)	内	課税	金額	額(円)	内	課税
所得割	基準所得金額	A		所得割	基準所得金額	A		所得割	基準所得金額
(%)	所得割額			(%)	所得割額			(%)	所得割額
均等割	人員	B		均等割	人員	B		均等割	人員
(円)	均等割額			(円)	均等割額			(円)	均等割額
平等割	1世帯当たり	C		平等割	1世帯当たり	C		平等割	1世帯当たり
	積算額	(A+B+C)	D		積算額	(A+B+C)	D		積算額
	失業軽減額	E			失業軽減額	E			失業軽減額
	限度超過額	F			限度超過額	F			限度超過額
軽減額	均等割額	G		軽減額	均等割額	G		軽減額	均等割額
	平等割額	H			平等割額	H			平等割額
未就学児童軽減額		I		未就学児童軽減額		I		未就学児童軽減額	
月額軽減額		J		月額軽減額		J		月額軽減額	
端数		K		端数		K		端数	
減額合計(E+F+G+H+I+J+K)		L		減額合計(E+F+G+H+I+J+K)		L		減額合計(E+F+G+H+I+J+K)	
減免額		M		減免額		M		減免額	
税額合計(D-L-M)		①		税額合計(D-L-M)		②		税額合計(D-L-M)	

医療保険分	①	後期高齢者支援分	②	介護保険分	③	国民健康保険税額合計	④
						① + ② + ③	

国民健康保険税期別額

月	普通徴収		特別徴収
	期別	納期限	
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
計			円
国民健康保険税額合計			円

口座振替情報	
金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義人	

※口座振替情報の記載がある人は、記載の指定口座から納期限の日に振替させていただきます。
 ※個人情報保護のため、指定口座を一部非表示としております。

特別徴収情報	
特別徴収対象被保険者名	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

◎特別徴収情報の記載がある人は、記載の年金からあらかじめ差し引かれます。対象となるのは、次の3つ全てに該当する世帯です。
 ①世帯主が国民健康保険の被保険者であること。
 ②被保険者全員が65歳以上であること。
 ③特別徴収の対象となる公的年金額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせた金額が年金額の2分の1以下であること。
 ◎特別徴収から口座振替へ納付方法の変更を希望される場合には、口座振替依頼書の提出が必要で

幸田町 国民健康保険税 納税通知書

通知書番号	
被保険者証記号番号	

愛知県額田郡幸田町長

印

問合せ先
〒444-0192
愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
幸田町 健康福祉部 保険医療課 国民年金グループ
電話 (0564) 62-1111 内線 141、142、143

国民健康保険税 課税明細書

医療保険			介護保険			後期高齢者支拂分			医療保険		
内			内			内			内		
所得割 (%)	均等割 (円)	特別割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	特別割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	特別割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	特別割 (円)
A			A			A			A		
B			B			B			B		
C			C			C			C		
D			D			D			D		
E			E			E			E		
F			F			F			F		
G			G			G			G		
II			H			H			H		
I			I			I			I		
J			J			J			J		
K			K			K			K		
L			L			L			L		
M			M			M			M		
①			②			③			④		
税額合計 (D-L-M)			税額合計 (D-L-M)			税額合計 (D-L-M)			税額合計 (D-L-M)		
①			②			③			④		
医療保険分			介護保険分			後期高齢者支拂分			国民健康保険税額合計 (①+②+③)		
H			H			H			H		
H			H			H			H		

愛知県幸田町
235016

国民健康保険税 納付済通知書 (公)

加入者名	幸田町	口番 記番	00880-2-960417	合計 納付額	円
調定	賦課	期別	通知書 番号	納期限	

この用紙は機械で連続処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

納付者氏名	CVS 収納用
-------	---------

※バーコードがないものはコンビニエンスストアでは使用できません。
※金額を訂正したものは使用できません。

領収日付印

取りまよめ金融機関 三菱UFJ銀行岡崎支店
取りまよめ后 ゆうちょ銀行 名古屋貯蓄センター (〒469-8794)
収納代行業者 三菱UFJニコス(株)

(幸田町・CVS本部保管)

愛知県幸田町
235016

納付書 (控) (公)

国民健康保険税

加入者名	幸田町	口番 記番	00880-2-960417
調定	賦課	期別	
通知書 番号	納期限		
納付者 氏名	税額	延滞金	合計 納付額
	円	円	円

事務連絡先
幸田町税務課
収納グループ
0564-62-1111
内線165、166

領収日付印

収納代行業者 三菱UFJニコス(株) (金融機関・CVS店舗保管)

愛知県幸田町
235016

領収証書 (公)

国民健康保険税

加入者名	幸田町	口番 記番	00880-2-960417
調定	賦課	期別	
通知書 番号	納期限		
納付者 氏名	税額	延滞金	合計 納付額
	円	円	円

上記のとおり領収しました。
幸田町指定金融機関等
収納代行業者 三菱UFJニコス(株)

領収日付印

納付者保管

年度 年度分
 国民健康保険税 決定通知書兼納税通知書
 次のとおり国民健康保険税額を決定しましたので通知します。

年 月 日

愛知県額田郡幸田町長



金融機関名		種別
支店名		
口座番号	振替方法	
口座名義人		

被保険者証記号番号：
 通知書番号：

期別情報

単位：円

国民健康保険税額合計	
変更前	円
増減	円
変更後	円

異動事由

※納めすぎの方には、還付に関する通知をいたします。

月	期別	普通徴収税額			特別徴収税額	
		納期限又は振替日	変更前	変更後	変更前	変更後
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
計						

被保険者の資格状況・内訳

被保険者氏名	月別資格(月)													基準総所得金額	
	4/1	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		

賦課明細

(1: 医療保険・後期高齢支援分 2: 医療保険・後期高齢支援分・介護保険分 ※: 擬制世帯主)

内 訳	医療保険分			後期高齢支援分			介護保険分		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
所得割	基準総所得金額								
	所得割率 (%)								
	所得割額 (A)								
均等割	人員 (人)								
	均等割額 (B)								
平等割	1世帯あたり (C)								
積算額(A+B+C) (D)									
失業軽減額 (E)									
限度超過額 (F)									
軽減額	均等割額 (G)								
	平等割額 (H)								
未就学児軽減額 (I)									
月割減額 (J)									
端数 (K)									
減額合計(E+F+G+H+I+J+K) (L)									
減免額 (M)									
過年度賦課済額 (N)									
税額合計(D-L-M-N) (O)									

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に
係る国民健康保険税の減免取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、幸田町国民健康保険税条例(昭和31年条例第8号。以下「条例」という。)第23条第1項第11号及び幸田町国民健康保険税条例施行規則(昭和43年規則第9号。以下「施行規則」という。)第5条第1項の表第11号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対して国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。
- (2) 世帯の主たる生計維持者 幸田町が行う国民健康保険の被保険者が属する世帯において、次に掲げる者のうちいずれかに該当する者をいう。
 - ア 世帯主
 - イ 被保険者のうち、前年所得額の合計額が最も高額であった者
 - ウ その他町長が認めた者
- (3) 合計所得金額 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額をいう。
- (4) 非自発的失業者 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。

(減免の対象となる世帯及び減免額)

第3条 減免の対象となる世帯は、次の各号のいずれかに該当するに至った世帯とし、それぞれの基準により算定した額とする。ただし、下記(1)以外は、前年所得額が0円であった主たる生計維持者の世帯を除く。

また、同一人がいずれにも該当する場合においては、これらにつき減免する額が最も大きい場合を適用するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 全部
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込ま

れ、次のアからウまでの全てに該当する世帯の対象保険税額に、前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項第2号に規定する対象保険税額は別表1のとおり、前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合は別表2のとおり、算定する。

（保険税減免額の例外等）

第4条 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前条第1項第2号にかかわらず、対象保険税額の全部を免除する。

2 非自発的失業者に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる者については、前年の給与所得を100分の30とみなし当該保険税軽減を行い、前条第1項第2号の規定は適用しない。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次の各号により合計所得金額を算定する。

(1) 別表1のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いること。

(2) 別表2の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いること。

（減免の対象となる保険税）

第5条 減免の対象となる保険税は、令和4年度分の保険税であって、令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとし、かつ、申請日以後に到来する納期限の保険税とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請日以前に納付した保険税については、これを除くものとする。

（減免の申請）

第6条 この基準に定める保険税の減免を受けようとする者に対し、国民健康保険税減免申請書（施行規則第5条関係様式第6号）に減免を受けようとする理由を証する書類等の添付を求めるものとする。なお、理由を証する書類は、失業の場合は、雇用保険受給資格者証及び給与支払をしていた事業主の証明（任意の様式）とし、給与収入の減少による場合は、その給与支払をする事業主の証明（任意の様式）、給与収入以外の収入の減少においては、申請者住所、世帯主氏名、主たる生計維持者氏名、生

計維持者の職業、職種、職種における感染症が収入減少に係る理由を記載した書類（任意の様式）を提出し、その根拠書類の写しの添付を要するものとする。

（減免の受付期間）

第7条 施行規則第5条第3項第2号の規定は令和5年3月31日とし、この基準に定める減免の受付期間は、令和4年7月15日から令和5年3月31日までとし、郵送の場合は必着とする。

（申請の適否の決定等）

第8条 第6条の申請書の提出があったときは、減免の対象となる世帯の現状等を調査し、保険税を減免することが適当であると認めるときは、減免の額等を変更通知書兼納税通知書により、保険税を減免することが不適当であると認めるときは、その旨を不承認通知書により当該世帯の世帯主に通知するものとする。

（減免の取り消し）

第9条 第8条により減免が決定した後に、第3条に規定する対象に該当していないことが判明した場合、減免を取り消すことができるものとする。

（減免事由の競合）

第10条 この基準に定める減免及び条例第23条第1項各号のうち2以上に該当する場合においては、これらにつき減免する額の最も大きなもののみを適用するものとする。

別表1

対象保険税額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

別表2

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

附則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

国民健康保険税の減免申請に係る収入（所得）簡易明細書【新型コロナウイルス感染症用】

被保険者記号番号		世帯主氏名	
----------	--	-------	--

世帯の主たる生計維持者氏名	
---------------	--

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入(所得)の減少が見込まれる理由等

- ・職業
- ・職種
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が明らかとなる理由等

別紙のとおり

- ・勤務先(事業所名・会社名及び所在地)
- ・業務内容

・国、県、町等から補助金(給付金)の受給 「有」・「無」

・受給 「有」の場合 補助金(給付金)の名称 () 金額(見込) 円

世帯の主たる生計維持者の令和4年中の収入状況見込

区分	月	収入額等					
		4年 1月	4年 2月	4年 3月	4年 4月	4年 5月	4年 6月
給与	収入						
事業	収入						
	経費						
不動産	収入						
	経費						
その他	収入						
	経費						
合計							

区分	月	収入額等					
		4年 7月	4年 8月	4年 9月	4年 10月	4年 11月	4年 12月
給与	収入						
事業	収入						
	経費						
不動産	収入						
	経費						
その他	収入						
	経費						
合計							

保険金、損害賠償等により 補填される金額	円
確認書類 帳簿・保険契約書・ その他 ()	

聞取り年月日 令和 年 月 日
確認書類 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
確認書類 預金通帳・帳簿・給与明細 その他 ()

上記のとおり報告します。

なお、廃業の場合は法務局又は税務署に提出する廃業届の写し、国保加入期間内の離職については、離職した事業所の事業主から離職の理由が新型コロナウイルス感染症の影響によるものであることの証明書（任意の書式）の写しを添え申請します。

また、令和4年中の収入が確定申告または住民税申告等において、この明細書に記載した額より多く、減免取扱基準に非該当と後日なった場合、減免決定の取り消しに同意します。

住所

世帯主氏名

受付者	
-----	--

【説明書 給与収入者】

幸田町国民健康保険税における新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請に係る証明書

下記申請者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職または減収した者であることを証明します。

幸田町国民健康保険税条例第23条第1項第11号及び幸田町国民健康保険税条例施行規則第5条第1項の表の11の項の規定により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免取扱基準に基づき申請をするため、離職または減収の理由は下記のとおりです。

記

1 申請者 住所 _____

氏名 _____

2 理由 新型コロナウイルス感染症の影響により

のため、離職・減収 となりました。

3 証明事業所 事業所所在地 _____

事業所名 _____

代表者氏名 _____ 印

【説明書 給与収入以外で申請の場合】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した、または減少する見込みの説明書

令和4年中の収入は、下記の理由等により減少する見込みです。

住所 _____

世帯主氏名 _____

被保険者証記号番号 _____

世帯の主たる生計維持者氏名 _____

記

主たる生計維持者の収入内容

① 職 業 _____

② 職 種 営業・事務・管理・企画・マーケティング・経営・管理職・サービス・販売・外食
Web・インターネット・ゲーム
クリエイティブ（メディア・アパレル・デザイン）
専門職（コンサルタント・士業・金融・不動産）
ITエンジニア（システム開発・SE・インフラ）
エンジニア（機械・電気・電子・半導体・制御）
素材・化学・食品・医薬品技術職
建築・土木技術職
技能工・設備・交通・運輸
医療・福祉・介護
教育・保育・公務員・農林水産・その他（ _____ ）

③ 職種における新型コロナウイルス感染症が収入減少に関係する理由（根拠となる書類等は、写し添付）

.....
.....
.....
.....
.....

（根拠となる書類等： _____ ）

【例1】 職種 営業 ・ ・ 用品販売 理由 コロナの影響で訪問先へ営業活動が制限され、前年の約半分に売上げが落ちた。

【例2】 職種 経営 外食 理由 コロナの影響でお客さんが前年と比べ、今年に入って毎月約7割減となっている。

報告事項 6

令和4年度国民健康保険税課税状況について

健康福祉部保険医療課

令和4年度当初課税（7月）における国民健康保険税の課税状況について、令和4年度の税率は令和3年度と同率であるが、課税額は1人当たり715円の増となった。これは、令和3年度において基礎控除後の総所得金額等（基準総所得金額）の増加によるものが主な要因と考える。

1 被保険者の状況について

（各年度7月1日現在）

年度	被保険者数	世帯数	所得割を有する世帯数	限度額超過世帯数	軽減世帯		
					7割軽減	5割軽減	2割軽減
令和2年度	7,296人	4,326世帯	3,140世帯	42世帯	722世帯	533世帯	512世帯
令和3年度	7,224人	4,388世帯	3,133世帯	44世帯	749世帯	527世帯	538世帯
令和4年度	6,900人	4,290世帯	3,030世帯	48世帯	810世帯	541世帯	496世帯

2 令和4年度課税状況について

区分	被保険者数(人)	世帯数(世帯)	所得割額(千円)	均等割額(千円)	平等割額(千円)	積算合計(千円)	減額(千円)					年税額(千円)
							限度超過額	軽減額	未就学児	その他減額	減額計	
医療分	6,900	4,290	319,143	155,300	72,473	546,916	18,902	42,130	1,051	36,378	98,461	448,455
後期分	6,900	4,290	147,153	67,490	29,243	243,886	16,076	17,864	457	16,329	50,726	193,160
介護分	2,009	1,683	38,895	21,270	9,376	69,541	2,567	5,684	0	4,735	12,986	56,555

※その他減額：失業軽減、月割減額、端数処理による減額

※町の条例減免は反映していない。

3 各年度当初課税（7月）との比較について

	令和2年度 【R2.7月調定時】	令和3年度 【R3.7月調定時】	令和4年度 【R4.7月調定時】	前年度比較 【R4年度-R3年度】
被保険者数(人)	7,296	7,224	6,900	△324
調定額(千円)	740,684	725,788	698,170	△27,618
1人当たり調定額(円)	101,519	100,469	101,184	715
基準総所得金額(千円)	6,517,612	6,154,781	6,209,044	54,263
1人当たり基準総所得金額(千円)	893	852	900	48

4 決算額・基金残高の推移について

(単位：千円)

	歳入総額 ①	歳出総額 ②	差引額 ①-②	次年度繰越額	基金からの繰入額	基金への積立額	基金残高
令和2年度	3,074,313	3,066,026	8,287	8,287	6,000	60,426	423,793
令和3年度	3,250,831	3,244,076	6,755	6,755	17,500	63,688	469,981
令和4年度	3,362,775	3,362,775	0	0	98,870	60,700	431,811

※令和4年度については当初予算額

報告事項 7

令和4年度 保健事業実施計画書

1 目的

幸田町は、国民健康保険の保険者として、健康・医療情報を活用してPDC Aサイクルに沿って効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、幸田町国民健康保険データヘルス計画を策定している。この計画は、データヘルス計画に沿って本年度実施する保健事業について必要な事項を定めるものである。

2 基本方針

(1) 特定健康診査等の実施

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施するとともに、特定健康診査の受診勧奨及び特定保健指導の利用勧奨を実施する。

(2) 生活習慣病予防の意識・知識啓発事業

医療費適正化のため、被保険者自身が健康状態に関心を持ち、健康づくりを実践できる健康意識の向上を図る。

(3) 糖尿病予防事業

非肥満のため特定保健指導によるフォローがなされない者で、生活習慣の改善により糖尿病予防が期待されると思われる対象者を抽出し、保健指導を行うことで糖尿病の予防を目指す。

(4) 実施体制の整備等

事業を円滑に実施するため、関係部署及び関係機関・団体と連携を図るとともに、事業の従事者に対して、研修の機会を確保し、その資質の向上に努める。

3 事業内容

事業名	内容
特定健康診査 (住民健診)	特定健康診査等実施計画に基づき、一般社団法人岡崎市医師会に委託して実施する。(全日程完全予約割当制) (実施時期) 全対象者 令和4年7月9日(土)～令和4年12月10日(土)(全20日) (実施場所) 幸田町保健センター (負担額) 無料 (対象者) 40歳から74歳までの被保険者 (案内方法) 申込ハガキを対象者へ個別郵送 広報紙及びホームページに掲載

事業名	内容
特定健康診査 (人間ドック)	<p>特定健康診査等実施計画に基づき、一般社団法人岡崎市医師会に委託して実施する。</p> <p>(実施時期) 令和4年5月～令和5年1月 (実施場所) 岡崎市医師会はるさき健診センター (負担額) 7,000円(年度末年齢71歳以上は無料) (対象者) 40歳から74歳までの被保険者 (案内方法) 申込書を広報誌に折り込み全戸配布 広報紙及びホームページに掲載</p>
特定健康診査 未受診者対策	<p>特定健康診査の未受診者に対し、受診勧奨を実施する。</p> <p>(実施時期) 令和4年8月頃 (対象者) 40歳から74歳までの被保険者で、令和4年6月までに住民健診、人間ドックの申込をしなかった者 (案内方法) 対象者へ個別郵送、電話連絡 広報紙及びホームページに掲載</p>
特定保健指導 (個別支援)	<p>特定健康診査等実施計画に基づき、一般社団法人岡崎市医師会に委託して、動機付け支援又は積極的支援を実施する。</p> <p>(実施時期) 通年 (実施場所) 幸田町役場、はるさき健診センター (負担額) 無料 (対象者) 40歳から74歳までの被保険者で、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された者(受診勧奨対象者を含む。) (案内方法) 対象者へ個別郵送、電話連絡</p>

<p>特定保健指導 未利用者対策</p>	<p>特定保健指導の未利用者に対し、利用勧奨を実施する。</p> <p>(実施時期) 随時</p> <p>(対象者) 40歳から74歳までの被保険者で、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された者（受診勧奨対象者を含む。）で、特定保健指導を利用しない者</p> <p>(案内方法) 対象者へ個別郵送、電話連絡</p>
--------------------------	--

事業名	内容
<p>糖尿病予防 教室</p>	<p>血糖値が高いが、非肥満であるため特定保健指導対象から外れ、フォローされていない者に、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的として、生活習慣改善に向けて、適切な保健指導を実施する。</p> <p>(実施時期) 令和4年7月20日(水)、令和4年8月29日(月) 令和4年9月16日(金)、令和4年10月21日(金) 令和4年11月18日(金)、令和5年2月17日(金)</p> <p>(実施場所) 幸田町保健センター</p> <p>(実施内容) 講義、目標設定、実技</p> <p>(対象者) 40歳から74歳までの被保険者で、令和3年度特定健康診査の結果に非肥満高血糖の所見を有する者</p> <p>(案内方法) 対象者へ個別郵送</p>
<p>生活習慣病重症 化予防事業</p>	<p>生活習慣病である糖尿病の疑いもしくは高血圧の者の中で、重症化するリスクが高い未治療の者に対して、受診勧奨及び保健指導を行うことで、生活習慣病の重症化と新規の人工透析導入を防ぎ、住民の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制による適正化を図る。</p> <p>(実施時期) 令和4年6月頃から</p> <p>(実施内容) 医療機関受診勧奨、専門職による保健指導</p> <p>(対象者) 40歳から74歳までの被保険者で、令和3年度特定健康診査の結果に腎機能の低下がみられる者かつ未治療者の者もしくは高血圧かつ未治療者の者</p> <p>(案内方法) 対象者へ個別郵送、電話連絡</p>

健康の道ウォーキング

案内人による見どころの紹介を受けながら歩き、町内の観光施設を利用することで、地域の魅力の再発見につながり、被保険者の健康増進に寄与する。

(実施時期) 令和4年11月5日(土)
 (実施場所) 遠望峰山 健康の道(とぼね運動場 発)
 (実施内容) ウォーキング
 (対象者) 40歳から74歳までの被保険者
 (参加費) 無料
 (案内方法) 広報紙及びホームページに掲載

健康指導事業

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を防止し、もって被保険者の健康の保持増進を図るため、幸田町文化振興協会および一般社団法人岡崎市医師会が多彩に展開している各種教室を「利用券」により無料で受講できるようにする。

(実施期間) 通年
 (実施場所) 幸田町民プール、はるさき健診センター、公衆衛生センター
 (実施内容及び募集人員)

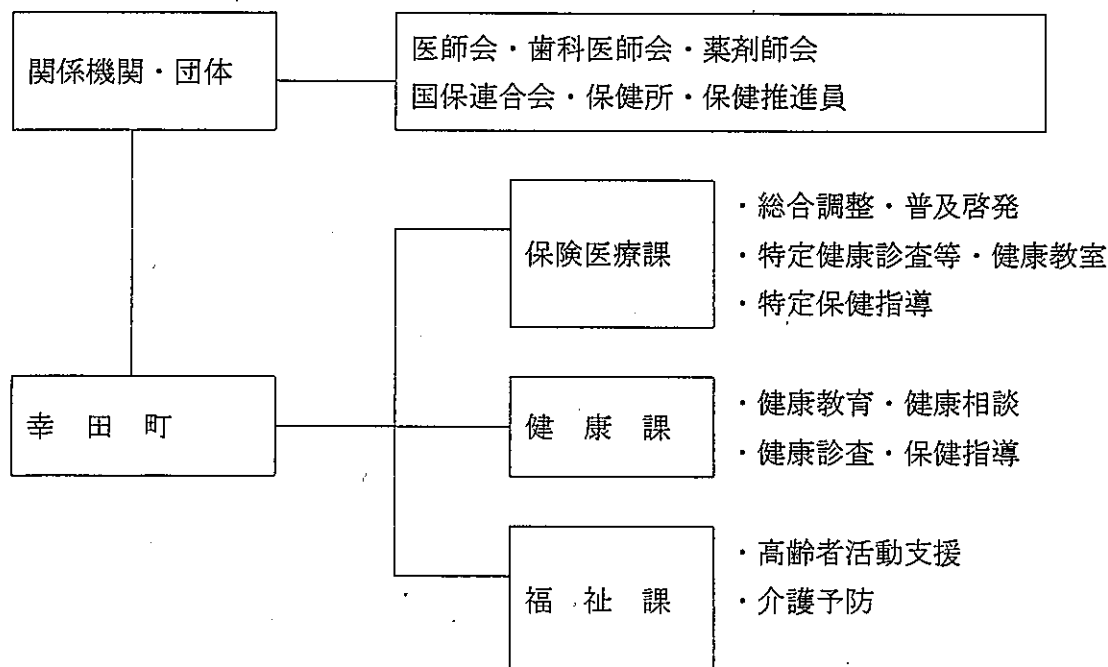
教室名	日程等	実施場所	利用上限
水中運動教室	スイミング教室開催時	町民プール	100人
昼下がりのはるさき健康教室	各月1回実施	はるさき健診センター	90人
自分みがき！ゆるトレ教室	奇数月：第4月曜日 偶数月：第1土曜日	はるさき健診センター	90人
みんなのお気軽体操教室	ストレッチ講座 各月1～2回実施 その他 年に1～3回実施	公衆衛生センター	100人
試して実践！教室	各月1回実施	公衆衛生センター	100人

(対象者) 20歳から74歳までの被保険者
 (案内方法) 案内ハガキを個別郵送
 広報紙及びホームページに掲載

事業名	内 容
健康づくり教室 事業	<p>働きざかり世代の被保険者の健康の保持増進を図るため、健康に関する知識の習得機会及び運動機会を提供することで、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高めることを目的とする。</p> <p>(実施時期) 令和4年10月18日(火)、令和4年10月25日(火) 令和4年10月19日(水)、令和4年10月26日(水)</p> <p>(実施場所) 中央公民館</p> <p>(実施内容) 講義、実技</p> <p>(対象者) 40歳から64歳までの被保険者</p> <p>(案内方法) 広報紙及びホームページに掲載</p>
健康福祉 まつり	<p>被保険者の健康に関する意識の向上を図り、広く国民健康保険制度に関する理解を深めてもらうため、被保険者と直接ふれあえる場として、健康福祉まつりに国保年金コーナーを開設する。</p> <p>(実施期間) 令和4年11月13日(日)</p> <p>(実施場所) 幸田町民会館(案)</p> <p>(実施内容) 骨密度測定、体組成計測定、健康パネル展示、 記念品・パンフレット等配布</p> <p>(負担金) 無料</p> <p>(対象者) 被保険者</p> <p>(案内方法) チラシを広報紙に折り込み全戸配布</p>
医療費通知	<p>医療費の適正化を図るため、診療を受けた被保険者のある世帯に対して、2か月分の受診した医療機関名や費用額等を通知する。</p> <p>(実施時期) 令和4年5月、7月、9月、11月 令和5年1月、2月(全6回)</p> <p>(実施方法) 個別郵送</p>
後発医薬品普及 促進	<p>医療費の軽減を図るため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)希望シールを配布する。</p> <p>(実施時期) 令和4年7月頃</p> <p>(実施方法) 保険証や高齢受給者証等の一斉更新時に同封して個別郵送</p>

事業名	内 容
後発医薬品利用 差額通知	<p>医療費の軽減を図るため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に一定額以上削減できる自己負担額を該当する被保険者に通知する。</p> <p>(実施時期) 令和4年10月、令和5年2月 (実施方法) 個別郵送</p>
重複・頻回受診 者訪問事業	<p>被保険者の健康増進及び医療費の適正化を図るため、同一疾病等により複数の医療機関を受診している重複・頻回受診者の家庭を訪問し、健康状態や生活状況を把握するとともに、健康相談や適正受診指導を行う。</p> <p>(実施時期) 令和4年10月～12月（詳細は未定） (実施内容) 生活状況聞き取り、健康相談 (対象者) 被保険者のうち、重複受診者（3か月連続して、1か月に同一疾病での医療機関が3か所以上である者）もしくは頻回受診（3か月連続して、1か月に同一医療機関へ月に15回以上受診している者） (実施方法) 個別郵送後、個別訪問</p>

4 実施体制



報告事項 8 令和3年度幸田町国民健康保険における保健事業の実施状況について

1 特定健康診査・特定保健指導の実施状況（令和2年度以前 確定実績；法定報告） （令和3年度：暫定値）

令和3年度の特定健康診査の受診率は50.2%（受診者数【支払ベース】/令和3年4月1日現在被保険者数）となった。前年の令和2年度は45.3%（県内14位）、令和元年度は、58.9%（県内2位）であった。令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、健診会場を保健センターに集約し、感染防止対策の徹底を図り実施した。令和3年度については、前年度よりも受診率は向上した。

特定保健指導は、令和3年度の終了率は暫定値として40.1%（令和2年度は36.8%、県下10位、令和元年度では30.5%、県下20位）となる。

年度	特定健康診査						特定保健指導					
	対象者 ①(人)	受診者 ②(人)	受診率 (%)				対象者 ①(人)	終了者 ②(人)	終了率 (%)			
			②÷①	目標	県平均	全国平均			②÷①	目標	県平均	全国平均
27	5,893	3,294	55.9	56.0	38.9	36.3	364	137	37.6	44.0	16.0	23.6
28	5,721	3,339	58.4	58.0	39.6	36.6	409	143	35.0	52.0	15.9	26.3
29	5,554	3,047	54.9	60.0	39.7	37.2	336	123	36.6	60.0	16.8	26.9
30	5,420	3,191	58.9	58.5	39.7	37.9	389	126	32.4	35.0	19.0	28.9
R1	5,294	3,116	58.9	58.8	39.5	38.0	371	113	30.5	40.0	18.8	29.3
R2	5,273	2,387	45.3	59.1	35.4	-	269	99	36.8	45.0	18.3	-
R3	5,662	2,842	50.2	59.4	-	-	326	133	40.7	50.0	-	-

※法定報告：特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる方で、一年間を通じて加入している方を集計した数値

※暫定値：支払い状況で算出しているため、法定報告外対象者を含む

2 第2期データヘルス計画に掲げた重点事業の取組状況

(1) 特定健康診査未受診者対策事業

特定健康診査の受診率向上のため、タイミングを計って、未受診者に受診勧奨を実施しているが、平成28年度から受診勧奨を業者委託とし、平成31年度までは受診勧奨はがきを送付後、専門業者による電話での受診勧奨を2回実施していたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染予防のため、はがき送付及び電話による受診勧奨を中止した。

令和3年度は、再びはがき送付及び電話による受診勧奨を再開したところ約160人の受診につながった。

(参考) 特定健康診査の受診状況（法定報告対象外者を含む）

年度	勧奨案内 対象者数 (人)	住 民 健 診 (人)						人間ドック (人)	受診者 合計 (人)	受診率 (%)
		6月 ・7月	8月 ・9月	10月	11月	12月	計			
30	5,957	1,276	129	84	126	80	1,695	1,814	3,509	59.0
R1	5,788	1,200	138	71	109	49	1,567	1,806	3,373	58.3
R2	5,633	-	320	329	139	31	819	1,715	2,534	45.0
R3	5,662	131	632	61	207	74	1,105	1,737	2,842	50.2

(2) 特定保健指導未利用者勧奨事業

特定保健指導の利用促進と終了率向上のため、利用申込みのない対象者全員に電話による利用勧奨を実施した。また、平成30年度より人間ドック受診者で前年度特定保健指導に該当している者は、人間ドック受診日当日の血液検査結果から、当該年度も特定保健指導に該当する場合はその日のうちに特定保健指導の利用を促し、同意が得られたら初回面接を実施している。

(参考) 特定保健指導(個別支援)の利用状況

年度	動機付け支援				積極的支援				合計 (人)	終了率 (%)
	対象者 (人)	利用者(人)			対象者 (人)	利用者(人)				
		6~12月	1~3月	計		6~12月	1~3月	計		
30	312	107	15	122	103	17	4	21	143	34.4
R1	285	100	4	104	81	10	4	14	118	32.2
R2	281	86	10	96	115	12	2	14	110	27.8
R3	257	93	14	107	69	23	3	26	133	40.8

※動機付け支援：生活習慣病のリスクが出始めた方を対象に保健指導を行い、半年後に面接や電話で確認を行う。

※積極的支援：生活習慣病のリスクが重複している方を対象に保健指導を3か月以上行い、半年後に面接や電話で確認を行う。

(3) 生活習慣病予防の意識・知識啓発事業

生活習慣病を予防するには、健康づくりに関する意識・知識の普及啓発と生活習慣の改善が求められる。

20歳以上の被保険者には、町民プールで開催される水泳教室など各種教室を利用してもらうことが、生活習慣の改善につながると考え、通常よりも低額で受講できる利用券を交付しており、本年度も、広報こうた及び幸田町ホームページに掲載するなど広く周知した。なお、令和元年度から引き続き水泳教室は実施せず、ヨガ教室及び楽々エクササイズのみを開講となった。

(参考) 水泳教室等の利用状況

(人)

教室名	コース名	年度			
		30	R1	R2	R3
水泳教室	一般	25	-	-	-
	いきいき	11	-	-	-
	リフレッシュ	11	-	-	-
	アクアビクス	22	-	-	-
ヨガ教室	フロースタイルヨガ	13	14	12	13
	パワーヨガ	10	10	8	13
	ゆるりヨガ	-	-	3	2
楽々エクササイズ	楽々エアロ	10	13	5	4
	ボクシングエクササイズ	1	1	2	2
	シェイプアップフラ	8	5	7	8
	ズンバ	3	3	1	6
	ワークアウトエクササイズ	4	6	3	-
	ストレッチ&筋トレ	-	-	-	16
計		133	118	52	64

また、平成30年度より、40歳以上65歳未満の働き盛り世代の被保険者を対象に、さらなる生活習慣改善の方法の提案として、町民プールの前払利用券（プリペイドカード）の助成を行うための「割引券」の交付を行っており、広報こうた及び幸田町ホームページに掲載するなど、広く周知した。なお、令和2年度は町民プールの改修工事により、交付することはなかったが、令和3年度は2件の交付申請があった。

（参考）前払利用券割引券の利用状況

年度	「割引券」交付数 (人)	「割引券」使用数 (人)
30	11	6
R1	1	1
R2	0	0
R3	2	1

(4) 非肥満高血糖該当者対策事業

前年度の特定健康診査の結果、血糖値は高いが非肥満であるため特定保健指導対象から外れ、フォローされていない被保険者に正しい知識の普及を図り、生活習慣の改善に導くため、本年度も糖尿病予防教室を開催した。

・教室名

健康の大敵！高血糖！～血糖値を下げるためのヒント～

・令和3年度 受講者数

14人（令和2年度：19名）

・内容

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| (第1回) 令和3年9月17日 | 血糖値についての講義、目標設定 |
| (第2回) 令和3年10月22日 | 歯科衛生士による糖尿病と歯周病の関係についての講義、町が考案した料理の試食 |
| (第3回) 令和3年11月11日 | あいち健康プラザにて、生活習慣病予防のための食生活・運動習慣についての講義 |
| (第4回) 令和4年2月18日 | 個別面談により反省点を確認し、今後の生活習慣の改善を促す |

(5) 生活習慣病重症化予防事業

前年度の特定健康診査の結果、生活習慣病である糖尿病の疑いがあり、将来的に人工透析導入のリスクがある被保険者に対し、糖尿病性腎症重症化予防事業として医療機関受診勧奨を行い、医療機関の受診があったものに対し、保健師による保健指導を実施した。また、高血圧で将来的に人工透析導入のリスクがある被保険者に対しては、高血圧重症化予防事業として医療機関受診勧奨を実施した。

(参考) 生活習慣病重症化予防事業実施状況

年度	糖尿病性腎症重症化予防事業			高血圧重症化予防事業	
	対象者 (人)	医療機関 受診者 (人)	保健指導 実施者 (人)	対象者 (人)	医療機関 受診者 (人)
30	4	2	2	56	18
R1	1	0	0	53	20
R2	6	3	0	83	19
R3	6	4	1	68	13

※令和元年度の未受診者については再勧奨通知を送付し、引き続き受診勧奨を行っている。

(6) 健康づくり教室事業

働き盛り世代の被保険者の健康の保持増進を図るため、健康に関する知識の習得機会及び運動の機会を提供することで、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を目覚めさせることを目的として、令和元年度より実施。当初、働き盛り世代が参加しやすいと推測される午後6時30分から午後7時30分の間で開催していたが、参加者が少ないため、令和3年度は時間帯や曜日を変えて試験的に実施した。健康運動指導士の指導の下、自宅でも続けられるストレッチや運動を曜日に分け各2回実践した。

また、健康の道を歩くウォーキングを初めて実施し、坂道をゆっくり上り季節と登山気分を感じられる健康づくりの行事を実施した。

『気軽に受ける運動教室』

年度	A曜日コース		B曜日コース	
	1回目	2回目	1回目	2回目
R1	5	8	9	(中止)
R2	2	2	6	5
R3	10	9	5	5

※ 令和元年度のB曜日コースの2回目は新型コロナウイルス感染防止のため中止した。

『健康の道ウォーキング』

令和3年11月6日(土) 午前9時30分から正午まで 参加者 5人